

別表3-1

介護職員初任者研修 講師要件

研修科目 (講義と演習を一体的に実施)	時間数	項目 ()内は項目数	講師要件				
			ア	イ	ウ	エ	オ
1.職務の理解	6h	1.多様なサービスの理解 2.介護職の仕事内容や働く現場の理解 (2)	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他		
2.介護における尊厳の保持・自立支援	9h	1.人権と尊厳を支える介護 (1)人権と尊厳の保持 (2)ICF (3)QOL (4)ノーマライゼーション (5)虐待防止・身体拘束禁止 (6)個人の権利を守る制度の概要 2.自立に向けた支援 (1)自立支援 (2)介護予防 (2)	介護福祉士	社会福祉士	看護師 保健師	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
3.介護の基本	6h	1.介護職の役割、専門性と多職種との連携 (1)介護環境の特徴の理解 (2)介護の専門性 (3)介護に関わる職種 2.介護職の職業倫理 3.介護における安全の確保とリスクマネジメント (1)介護における安全の確保 (2)事故予防、安全対策 (3)感染対策 4.介護職の安全 (4)	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	看護師 保健師	その他	
4.介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9h	1.介護保険制度 (1)介護保険制度創設の背景及び目的、動向 (2)仕組みの基礎的理解 (3)制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 2.障害者自立支援制度およびその他制度 (1)障害者福祉制度の理念 (2)障害者自立支援制度の仕組みの基礎的理解 (3)個人の権利を守る制度の概要 3.医療との連携とリハビリテーション (3)	※(1・2) 当該科目を担当する行政職員 ※(3) 医師・看護師・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	社会福祉士	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉・リハビリ系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他

研修科目 (講義と演習を一体的に実施)	時間数	項目 ()内は項目数	講師要件				
			ア	イ	ウ	エ	オ
5.介護におけるコミュニケーション技術	6h	1.介護におけるコミュニケーション (1)介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 (2)コミュニケーションの技法、道具を用いた非言語的コミュニケーション (3)利用者・家族とのコミュニケーションの実際 (4)利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際 2.介護におけるチームのコミュニケーション (1)記録における情報の共有化 (2)報告 (3)コミュニケーションを促す環境 (2)	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	看護師・保健師・臨床心理士・精神保健福祉士	その他	
6.老化の理解	6h	1.老化に伴うこころとからだの変化と日常 (1)老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 (2)老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 2.高齢者と健康 (1)高齢者の疾病と生活上の留意点 (2)高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 (2)	医師	看護師 保健師	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
7.認知症の理解	6h	1.認知症を取り巻く状況 2.医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 3.認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 (1)認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 (2)認知症の利用者への対応 4.家族への支援 (4)	医師 看護師 保健師	大分県認知症 介護指導者	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
8.障害の理解	3h	1.障害の基礎的理解 (1)障害の概念とICF (2)障害者福祉の基本理念 2.障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 (1)身体障害 (2)知的障害 (3)精神障害 (4)その他の心身の機能障害 3.家族の心理、かかわり支援の理解 (3)	介護福祉士	臨床心理士・ 精神保健福祉 士	医師 看護師 保健師	当該科目を現に教授している介護・福祉・医学(心理学含む)・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他

研修科目 (講義と演習を一体的に実施)	時間数	項目 ()内は項目数	講師要件				
			ア	イ	ウ	エ	オ
9.こころとからだのしくみと生活支援技術	75h	【基本知識の学習】 1.介護の基本的な考え方 2.介護に関するこころのしくみの基礎的理解 3.介護に関するからだのしくみの基礎的理解 (3)	介護福祉士	看護師 保健師	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
		【生活支援技術の講義・演習】 4.生活と家事 (1)	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
		5.快適な居住環境整備と介護 (1)	作業療法士・福祉住環境コーディネーター(2級以上)	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
		6.整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (1)	作業療法士	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他

研修科目 (講義と演習を一体的に実施)	時間数	項目 ()内は項目数	講師要件				
			ア	イ	ウ	エ	オ
(9.こころとからだのしくみと生活支援技術)		7.移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (1)	理学療法士 作業療法士	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
		8.食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (1)	管理栄養士 栄養士 (口腔ケアに関する部分) 歯科医師・歯科衛生士	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
		9.入浴・清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (1)	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
		10.排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (1)	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	

研修科目 (講義と演習を一体的に実施)	時間数	項目 ()内は項目数	講師要件				
			ア	イ	ウ	エ	オ
(9.こころとからだのしくみと生活支援技術)		11.睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (1)	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
		12.死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護 (1)	臨床心理士	看護師 保健師 介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
		【生活支援技術演習】 13.介護課程の基礎的理解 14.総合生活支援技術演習 (2)	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
10.振り返り	4h	1.振り返り 2.就業への備えと研修修了後における継続的な研修 (2)	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他		
(施設実習)	4h	1.ホームヘルプサービス	主任ヘルパー	介護福祉士			
	8h	2.施設サービス	介護福祉士	看護師			
	6h	3.在宅サービス	介護福祉士	看護師			

研修科目 (講義と演習を一体的に実施)	時間数	項目 ()内は項目数	講師要件				
			ア	イ	ウ	エ	オ
11.人権問題に関する理解	2h	人権啓発に関する基礎知識	大分県人権問題研修講師	当該科目を担当する行政職員	学識経験者 弁護士	人権啓発を行う団体	
13.修了評価 (責任者)	1h	【全科目修了時に筆記試験により実施】	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他		

※原則として、講師は「講師要件」に該当する職にある者又は資格保有者とする。ただし、「その他」の者を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。そのうえで、社会通念上該当教科の講師として教科を担当するために十分な能力を有していると判断した場合、講師として認めることにする。

※1人の講師が担当できる教科数は、考え方や内容の偏りを防ぐため、1研修あたり5項目以内とする。()内の全38項目に適用。

※いずれも5年以上の業務経験を有すること(ただし行政職員、教員については適用しない)。

※主任ヘルパーは、サービス提供責任者研修を受講している者とする。